

来て「かがみいし」 住宅取得支援事業補助金

鏡石町では、町外から移住・定住するために、町内で住宅を取得した若者世帯・子育て世帯等へ補助金を交付します。

【補助対象及び要件】（いずれにも該当すること）

- ① 世帯主が40歳未満の婚姻世帯、又は中学生以下の子供がいる子育て世帯、同じく父子・母子世帯
- ② 転入日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入日前3年において町内に住所を有していなかった世帯
- ③ 鏡石町に世帯全員が住民登録され、補助対象住宅に5年以上居住すること
（5年未満の場合は返還措置があります）
- ④ 新築・中古住宅等は、玄関、居室、トイレ、台所、浴室を備える一戸建て住宅で、居住用部分面積が55㎡以上であること
- ⑤ 平成31年4月1日以降の住宅取得に係る契約であること
- ⑥ 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記完了日（増改築は工事の完了日）から起算して6ヶ月以内に必要書類を添えて補助金交付申請すること
- ⑦ 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ⑧ その他補助金交付要綱に適合すること



【補助金の額】

補助対象経費の2分の1又は下表により算出した額のいずれか低い額

建物区分	基本額 (単位：万円)	加算額(単位：万円)		
		子育て世帯	二・三世代 同居・近居	町内業者で建築 又は増改築
新築住宅取得	20	10	10	10
中古住宅取得 (賃貸除く)	10	10	10	10
2親等以内の親族 が居住中の物件で、 増改築後に同居する 転入世帯	10	10	—	10

※県外からの転入者は、福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となりますので、最大で70万円の補助が加算されます。（2親等以内の親族が居住中の物件で増改築の場合は対象外）

〈来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助制度のお問い合わせ〉

鏡石町役場 総務課 まちづくり調整グループ（〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地）
電話：0248-62-2117 FAX：0248-62-6553 メールアドレス：somu@town.kagamiishi.lg.jp

申請者

鏡石町役場（総務課）

事前相談
(申請の1か月前を目安に、事前相談をお願いいたします。)

◆平成31年(2019年)4月1日以降に契約

補助対象住宅を取得(所有権保存登記等の完了)

【重要】
所有権保存及び移転登記完了後(増改築は工事完了後)「6か月以内」に申請書の提出が必要です。

補助金交付申請書(様式第1号)

(添付書類)

- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
(増改築の場合は見積書の写し)
- 位置図、平面図、求積表(増改築の場合は増改築前の写真と工事内容が分かるもの)
- 世帯全員の住民票の写し(住民票謄本)
- 世帯全員の戸籍の附票の写し
- 世帯全員の町税の納税証明書
- 建物の登記事項証明書の写し
- 新築、購入及び増改築した住宅の写真
- 領収書の写し
- 検査済証の写し(新築の場合)
- 耐震診断書の写し等(昭和56年5月31日以前の建物の購入の場合)
- 承諾書兼誓約書(様式第2号)
- 二・三世代同居・近居の状況調書(様式第3号)(二・三世代同居・近居に該当する場合)
- 委任状(代理申請の場合)
- 母子健康手帳の写し(出産予定の場合)

決定通知書を受理(郵送します)

補助金交付請求書(様式第8号)

補助金の受領(預金通帳を確認してください)

【事業完了】

定住開始



申請書及び添付書類を受理
・内容の確認、審査

県外からの移住者(加算)

福島県来て「ふくしま」住宅取得支援事業に該当する場合

・交付(却下)の決定
・補助交付額の決定

福島県へ補助金の交付申請

福島県内容審査

町へ交付決定

町外からの移住者

交付決定(却下)通知書

請求書を受理
補助金の交付
(指定口座に振込)

定住状況を5年間確認します